

# 東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10  
東京労働会館6F

TEL: 03-5395-3165

FAX: 03-3946-6823

東京社保協

検索



## 都民生活要求大運動実行委員会 東京都への要請行動



10月30日終日、都民生活要求大運動実行委員会（事務局：東京地評、東京社保協）は、都庁にて対都要請行動を22団体、延べ225人の要請者で行い、都からは11部局・行政委員会の担当者が応じました。

東京社保協は、コロナ影響による国保傷病手当の対象拡大、期間延長や国保、後期高齢者医療、介護の保険料減免の期間延長について重点要請しましたが、都は国の制度であり国が支援すべきもの、都は市区町村が円滑に運営できるように支援するとの回答に終始しました（実行委員会の要請と都の回答書冊子については、東京社保協までお問合せください）。

## 介護・認知症なんでも電話相談

11月11日「いい介護の日」に、全国を対象に10回目となる電話相談を「認知症の人と家族の会」「中央社保協」と共同で行いました。16名の介護関連相談員の協力を得た東京会場をメインに北海道から鹿児島までの24都道府県で電話センターを設け、東京では開始時にNHKが取材に入り昼のニュースで報道されました。全国で271件（うち東京会場での受電91件、都内の方の相談19件）の相談を受けました。

相談の中では、制度20年を経ても「介護を利



用するための申請方法がわからない」との相談が後を絶ちません。

「悩みを話し相談する相手がなくて」涙ながらに電話をかけてこられる方も少なくなく、長時間に渡るケースも多数ありました。

今年の特徴では、コロナ禍において「入所施設での面会ができない」ことへの悩みや不安が多数出される一方、介護従事者から「日頃から人手が不足している上にコロナ禍で消毒作業や換気作業などが大変なため入所者と向き合う時間が一層不足し、いい介護ができない。優しい心で接することができない」との深刻な相談もありました。被介護者やその家族、介護従事者も悲痛な思いで日々を送っている実態が浮き彫りになりました。これらの声を今後の行政要請などでも伝え、感染症対策の強化や来年度の介護報酬の改定、制度の見直しなどに反映させるよう求めています。

## 署名提出11・25国会行動

11月25日、認知症の人と家族の会、21老福連、全労連、全日本民医連、中央社保協、守ろう！介護保険・市民の会、介護・医療・福祉の会主催で、STOP!「介護崩壊」コロナ禍でも国の責任で安全・安心の介護を署名提出国会行動がWebも含めて63名が参加して行われました。介護保険制度の改悪が続けられてきた中で、一致した要求で一緒に行動をしていこうという団体の



輪が年々広がってきています。

午前中の学習会では、花俣認知症の人と家族の会副代表が、社会保障審議会介護保険部会での論議内容を紹介しながら、次期報酬改定と制度の状況について報告するとともに、部会で審議している委員をはじめ、多くの国民に介護現場の実態を知らせ、運動を広げることで施策を変えられる可能性があることと強調されました。

Webと議員会館会場から各団体の活動報告がさ

れた後、昼の議員要請行動では、26,235筆の介護改善署名を提出。午後からは厚労省担当者に介護と国保制度についての要請・懇談を行いました。とりわけ強行された省令改定に関して、財務省が訪問・通所の総合事業を要介護2まで将来拡大すると言った事について厚労省は、省令改定とは別論議、第8期ではやらないと述べるのみで拡大を狙っていることを否定しませんでした。また、省令改定の対象は市町村が補助金を出している団体の事業としており、範囲が解りにくいのでガイドラインなどを出してゆくと述べました。国保料(税)の引き下げに関しては、国費を毎年3,400億円入れて対応しており、財務省にはその維持を要望していると述べました。子どもの均等割りの廃止については、'18年の法改定の時に付帯決議がされており、自治体の財政力によらない公費を入れてやる方向で自治体と制度設計含め検討しているが、予算を獲得しないと述べました。

## 各地域・団体の取り組み

### コロナ禍で活動を再開 小金井社保協

小金井社保協は、1996年9月11日に結成され、社会保障の拡充とともに、市民の保健・医療・福祉などの要求実現のために、宣伝や請願署名、学習活動を進めてきました。しかし、各団体の置かれた状況の変化などが重なり、この7年あまり活動が停滞し事実上休眠状態となっていました。

そんな中、新型コロナウイルス感染症が蔓延し始め、緊急事態宣言が出されたことを受け、「コロナで市民生活が大変な今こそ、地域の皆さんの声に応じて力になろう」と、今年4月から活動を再開し、10月16日には再活動総会を開催しました。

4月以降、電話相談会やまちかど相談会を行い、新聞チラシを見た女性から「別居中の夫に定額給付金が支払われると困る」と相談が入り、市の女性相談員に繋げ、本人に支給され喜ばれました。また、市民掲示板のチラシを見た方からは「失業して家賃が払えない」「収入が減り、家族を養えない」と相談があり、必要な支援に繋げることができました。



再活動総会を開催

9月にはフードバンクも実施し、武蔵小金井駅前学生や建築業の方など必要な方にカップラーメンや米などを配布しました。

この間、西岡市長に「感染防止対策強化についての要望書」など、数回の申し入れを行ってきました。その結果、特別定額給付金の支給を一律6月としていたものを「5月15日までに申請した方には5月末までに支給」が実現。市議会に対しては「感染防止策について、国等に更なる改善を求める陳情書」を提出し、賛成多数で採択され、政府へ要望書を提出することになりました。また、PCR検査拡充の

申入れも行い、休日の発熱外来センターが設置されることになりました。

今後も市民の声に寄り添った取り組みを大事に活動していきたいと考えています。

<小金井社保協 大越さんより>

## なんでも相談会を開催 江戸川社保協



10月24日に江戸川社保協主催、今年2回目の「なんでも無料相談会」をタワーホール船堀で開催しました。相談会場入口では、検温とアルコール消毒、対面用間仕切りを作成し、感染症対策を行って、スタッフ34名が参加しました。

コロナ新規感染者が200人を超え、区民が外出を控えている中ではありましたが、当日は天候に恵まれ、晴れて暖かい陽気の中で10時から15時まで取り組み、新聞折り込みチラシを見て参加した方や駅前でチラシを受け取って来場した方など22人の相談者が来られました。

今回の相談は主に60代後半から7、80代の高齢の方が来場し、相談の内容は法律相談が5件、年金相談が4件、税金相談が3件、医療相談が1件、住宅相談が2件、労働相談が4件、区議会議員への

相談が3件でした。

税金相談では、節税や高齢のため融資が受けられない、会社退職後に国保に加入



するか、任意継続に加入するかの相談。法律相談では遺言や相続、法定後見人制度の相談がありました。年金相談では在職老齢年金や未支給年金の相談。住宅相談では住居のリフォーム相談がありました。

想定していたコロナ感染の直接的な影響による相談は少なかったものの、来訪者が解決の糸口を見つけ、明るい表情で帰る姿があり、この取り組みを実施して本当によかったと心から思いました。

好評のうちに今年の江戸川社保協なんでも無料相談会を終えることができましたので、来年は今回の良かった点、反省点を共有し、より地域の皆様が利用しやすいなんでも相談会を目指し、社会保障の充実の必要性を訴えていきます。

<江戸川社保協ニュースより>

## なんでも相談会開催・市長要請 東久留米社保協



東久留米社保協は10月25日、市民プラザで青空なんでも相談会を開催しました。相談会には加盟8団体から20人と弁護士が参加、対応しました。相談は5件で近隣トラブルなど法律相談と住宅、年金相談。住宅相談を受けた東京

土建は「詐欺的手口で法外な代金をとる事例が増えている」と注意を呼びかけています。

11月2日には、加盟団体から集約した90項目の要望書を並木市長に提出しました。今回は新型コロナウイルス関連の緊急要望も含めており、直近の補正予算での反映も求めています。

提出には井口会長ほか、中井川・岡本両副会長、平尾事務局長が同席し、岡本副会長からは近隣5市の健診内容比較表（西都保健生協作成）を「プレゼント」。並木市長は要望書や資料を基にした各団体と担当課との懇談を約束しました。席上、井口会長

## 「社会保障」をご購読ください



「資料と解説」が豊富で、激動する情勢や社会保障制度がよくわかる！役に立つ！学習や運動にぜひご購読を

- 定期購読（年6回）  
3,000円＋税（送料別）  
1部500円＋税（送料別）
- 申込みは東京社保協へ  
TEL 03-5395-3165  
FAX 03-3946-6823  
\*ホームページからも注文できます

は昨年までの回答に目立つ国や都を代弁するような文章を指摘、「自治体として市民を守る立場からの回答」を強く求めました。

例年この要望書提出には社保協加盟団体の各代表も参加していますが、今回はコロナ禍という特殊事情を考慮し、三役のみでの要請、懇談になりました。



＜東久留米社保協ニュースより＞

## 東京都国保運営方針に意見提出 東京社保協

東京社保協は、10月に「東京都国民健康保険運営方針改定案」に対しパブリックコメントを提出しました。以下概要です（詳細はホームページ参照）。

【総論】今、求められているのは、都民が払うことができる保険料（せめて協会けんぽ並み）、一部負担金の減免、病気療養の場合の傷病手当金の継続・拡大などです。国が抜本的な財政支出を行っていない中、東京都が財政支出すべきです。都が財政運営の責任主体です。あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進するため、責任を果たす運営方針に改定されることを望みます。

【項目】1、運営方針第2章冒頭の「被保険者間の相扶扶助を基本とした社会保険制度」という表現は不適切。「社会保障制度」に修正してください。

2、「構造的問題」を認識しつつ「保険給付に見合った保険料(税)率を設定し」との記載だけでは、高過ぎて払えない国民料(税)になっている状況を助長するだけです。従って「構造的問題」を解決し、財政基盤を強化するには、保険料(税)を引き下げるとともに、保険者として都や国に対して財政支援を要請するとの記載を追加することを求めます。

3、保険者が果たすべき役割に「真に医療が必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境をつくりながら、国保制度を国民皆保険制度の要として運営していくことが求められます」「我が国ではほとんどの国民が、いずれは国保の被保険者となります。国保が持続可能な制度となることは被保険者だけではなく、すべての住民に関係すると改めて認識する必要があります。」

と明記してください。

4、「医療費と財政の将来見通し」には、新型コロナウイルス感染症の影響について考慮されていません。コロナ禍で国保拡充の必要性から実施したように、事実上の資格証明書の発行の停止と保険証の発行、収入減による保険料(税)の減免、傷病手当金の創設、一部負担金減免などを位置づけた見通しとしてください。

5、「財政収支の改善に係る基本的な考え方」の記載項目に「国民皆保険制度の機能を果たすために、被保険者保険料(税)負担が過重にならないように一般会計繰入をはかる」を加えてください。

6、「納付金及び標準保険料率の基本的な考え方」の項に、「被保険者の保険料が生活実態と見合った払える保険料となるようにする」との記載を加えて下さい。またそのための具体的な方法も検討・記載してください。

## 「4の日」、消費税廃止宣伝行動



11月14日昼、11月は介護運動月間ということで、介護改善署名宣伝を中心に、定例の宣伝行動を巣鴨駅頭で行い、10団体39名が参加。署名64筆、署名ハガキ入りティッシュ約1,600個を配布しました。

また、11月16日の昼には、消費税廃止東京各界連絡会が、大塚駅南口で宣伝署名行動を行い8団体17人が参加。署名5筆、署名用紙入りティッシュ約300個を配布しました。

「4の日」定例宣伝行動  
巣鴨駅前 状況により中止の場合もあります  
・12月14日(月) 12~13時  
・1月14日(木)